

学生処分規程

- 第1条 この規程は、玉川大学学則第36条及び第37条及び玉川大学大学院学則第34条に基づき、懲戒の基準について本規程を定める。
- 第2条 玉川大学学生が下記の行為を行ったときは、玉川大学学則第38条及び第39条及び玉川大学大学院学則第34条に該当するものとして同条に定める譴責、停学又は退学に処する。ただし、第8号の場合は退学処分とする。
- (1) 学生活規程に違反し反省がないとき
 - (2) 授業妨害、試験妨害及びその他重要業務の妨害
 - (3) 試験における不正な行為
 - (4) 構内施設、設備の毀損、破壊、奪取
 - (5) 玉川大学の公示、掲示の破損、破棄
 - (6) 玉川大学関係者に対する暴力的行為及び威嚇的行為
 - (7) SNS (Social Networking Service) をはじめとするインターネット上への非常識な画像・文章等の公開
 - (8) 以下の刑事上の罪等を犯し当該学生も認めているとき、又は刑事上の処分が確定したとき
ア 飲酒運転、無免許運転等悪質な運転による人身事故
イ 薬物犯罪（大麻、薬、あへん、覚せい剤等の所持、使用、売買又はその仲介）
ウ 悪質なストーカー犯罪

- エ わいせつ犯罪（痴漢、のぞき、強制わいせつ、青少年保護条例等違反、盗撮、セクハラ）
 - オ 凶悪犯罪（殺人、強盗、強姦、放火等）
 - カ 窃盗罪（空き巣、万引き、自転車泥棒等）
 - キ 情報ネットワークへの不正アクセス
 - ク 知的財産を喪失させる行為
 - (9) 学生の本分に反したとき
 - (10) 著しく玉川大学の名誉を傷つけたとき
 - (11) 謴責が重なり改善がみられないとき
- 2 学部長又は研究科長は前項の行為を行った学生に対して、玉川大学学則第36条及び第37条及び玉川大学大学院学則第34条の処分が決定するまでの間出校停止を命ずることができる。
- 第3条 学部長又は研究科長は第2条各号に該当する行為があつたと認める時は、資料を収集し当該学生、保証人などから事情を聴取する機会を設けた後、処分委員を任命して審議し、処分案を作成する。
- 2 その処分が譴責に該当する場合は、学部長又は研究科長において処分する。
- 第4条 学長は前条の処分案が停学又は退学の場合は、当該教授会又は当該研究科会に諮りその議決を経た後、懲戒処分の決定を行う。
- 第5条 学部長又は研究科長は処分内容を学生に通知する。処分内容は学部に掲示する。
- 第6条 本規程に係る事務主管は、学生センターが行う。